

## 福島市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、福島市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（平成十二年条例第三十二号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(助成の際の控除額)

**第二条** 条例第四条第一項に規定する規則で定める額は、登録世帯（ひとり親家庭の親及び児童をもって一登録世帯、父母のない児童をもって一登録世帯とする。）ごとに合算して、一月につき千円とする。

(受給資格の登録)

**第三条** 条例第五条の申請書は、ひとり親家庭医療費受給資格（更新）登録申請書（様式第一号）とし、受給資格の登録日は、申請書を受理した日の属する月の翌月の初日とする。ただし、申請書を受理した日が月の初日であるときは、その日とする。

2 条例第五条の登録は、登録した日以後において最初に到来する七月三十一日まで有効とし、有効期間の満了後引き続き医療費の助成を受けようとする者は、ひとり親家庭医療費受給資格（更新）登録申請書を市長に提出しなければならない。

3 前二項に規定するひとり親家庭医療費受給資格（更新）登録申請書には、対象者の前年（ひとり親家庭医療費受給者証（様式第二号。以下「受給者証」という。）の有効期間の始期が一月一日から七月三十一日までの間にある場合は、前々年）の所得並びに市町村住民税及び都道府県民税の課税の状況を確認できる書類を添えなければならない。

(受給者証の交付)

**第四条** 市長は、条例第五条の規定による申請があった場合は、条例に定める要件に適合するかどうかを審査し、適合するときは、当該申請者に対し、受給者証を交付する。

(助成の申請)

**第五条** 条例第六条第一項の規定による申請は、療育に関し、医療保険各法（条例第二条第六項に規定する医療保険各法をいう。）の規定による高額療養費又は高額医療費が支給される場合、ひとり親家庭医療費助成申請書（様式第三号）に高額療養費支給決定通知書、高額医療費支給決定通知書等又は高額療養費若しくは高額医療費の積算基礎を明らかにした書類を添えて行わなければならない。

(高額療養費支給に係る助成)

**第五条の二** 条例第二条第七項に規定する額は、次の式により算定した額（円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

〔高額療養費の算定方法による世帯合算額から控除する額×（対象者が負担すべき額－入院時食事療養費定額負担分）／高額療養費の算定方法による世帯合算額〕＋入院時食事療養費定額負担分

（助成の決定）

**第六条** 市長は、条例第六条第一項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成の必要を認めるときは、助成額を決定し、ひとり親家庭医療費助成決定通知書（様式第四号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の支払方法）

**第七条** 助成金の支払は、金融機関の口座振込方式をもって行うものとする。

（変更届出の義務）

**第八条** 受給資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、ひとり親家庭医療費受給資格内容変更届（様式第五号）に受給者証を添えて、速やかに、市長に届け出なければならない。

- 一 氏名及び住所
- 二 加入保険に係る被保険者証の記載事項
- 三 児童の受給資格
- 四 その他ひとり親家庭医療費受給資格登録（更新）申請書に記載した事項

（受給者証の再交付）

**第九条** 受給者証を破損、汚損又は紛失したことにより再交付を受けようとする者は、ひとり親家庭医療費受給者証再交付申請書（様式第六号）を市長に提出しなければならない。

（受給者証の返還）

**第十条** 受給資格者の全員がその資格を喪失したときは、ひとり親家庭医療費受給者証返還届（様式第七号）に受給者証を添えて、速やかに、市長に届け出なければならない。

（委任）

**第十一条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

**附 則**

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成十二年四月一日から適用する。

(福島市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則の廃止)

2 福島市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則（昭和五十九年規則第二十三号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に廃止前の福島市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則第五条第一項の規定により交付されている母子家庭医療費受給者証は、第四条の規定により交付されたひとり親家庭医療費受給者証とみなす。

4 公布の日前にひとり親家庭のうち父が監護する家庭の者で受給資格の要件を満たしたものが平成十二年八月三十一日までに登録をした場合における第三条第一項の規定の適用については、同項中「申請書を受理した日」とあるのは、「受給資格の要件を満たした日」とする。

(飯野町の編入に伴う経過措置)

5 飯野町の編入の日前に旧飯野町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則（平成十二年飯野町規則第三号）の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この規則の相当規定に基づきなされたものとみなす。

(福島市事務分掌規則の一部改正)

6 福島市事務分掌規則（昭和三十九年規則第二十五号）の一部改正（略）

**附 則**（平成一三年規則第一八号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第五条の規定は、平成十三年一月一日以後の受診に係る医療費から適用する。ただし、様式第一号及び様式第五号の改正規定は、平成十三年四月一日から施行する。

**附 則**（平成一四年規則第四五号）

この規則は、平成十四年十月一日から施行する。

**附 則**（平成一六年規則第二二号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成一八年規則第五五号）

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

**附 則**（平成一八年規則第五六号）

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

**附 則**（平成二〇年規則第八号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二〇年規則第二六号）

この規則は、平成二十年七月一日から施行する。

**附 則**（平成二七年三月三十一日規則第二〇号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二八年三月三十一日規則第三八号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。